

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
民間外国語学校におけるポルトガル語研修
- (2) 仕様等
別添「民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 島根県が行う入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (9) 一般社団法人全国外国語教育振興協会に加盟している者であること。
- (10) 令和2年度から令和6年度（過去5年間）において、都道府県警察との間で、警察職員に対するポルトガル語の語学研修を行う契約を締結し、誠実に履行した者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年4月10日（木）正午までに、次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 法務局に登録する役員（（個人にあつては当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））の氏名、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿（以下「役員名簿」という。）
 - ウ 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く）
県民センターの長が発行する、未納の徴収金（納期限が到来しない徴収金を除く。）がない旨の証明書（入札参加資格審査用）
 - エ 消費税及び地方消費税の納税証明書
納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行の未納税額がないことを証明したもの。
 - オ 一般社団法人全国外国語教育振興協会に加盟していることを証明するもの
 - カ 2(10)を証明する文書（過去5年間に都道府県警察との間に締結した契約の契約書・仕様書の写し）
 - キ 「民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書」の9を証明するもの（パンフレットなど教

養場所がわかるもの)

ク 「民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書」の10及び11を証明するもの（講師及び日本語スタッフの体制などがわかるもの。）

ケ 「民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書」の12及び13を証明するもの（1日の授業時間割表、期間中の授業計画、授業内容など）

コ 入札保証金の免除に関する書類（免除を希望する場合）

サ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒

定形封筒（長型40号程度）に110円切手を貼付し、宛名を記入すること。

(2) 提出場所、提出方法

ア 提出場所：島根県警察本部警務部会計課用度係

イ 提出方法：持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は別途、書面により各申請者へ通知します。

(5) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

4 入札手続

(1) 入札書

ア 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 入札書の金額は、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を抜いた金額を記載すること。

ただし、落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した額を落札金額とする。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和7年4月23日（水）午後4時

イ 場所

島根県警察本部2階 警務部会計課用度係

ウ 郵便による入札

郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年4月23日（水）午後4時までに到着していること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月24日午前11時00分

イ 場所

島根県警察本部7階第二小会議室

(5) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第62条の規定に基づいて定められた予定価格の

制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、くじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、開札場所において行います。

(6) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札は、2回まで行います。

ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。

なお、随意契約の協議以降の手続きは、書面により行います。

(7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(8) 郵便入札

入札書を郵便で提出する場合は二重封筒とし、9入札説明書添付書類(9)にしたがって中封筒を作成し、入札書を中封筒に入れ密封の上、外封筒に宛先、入札件名、会社名を記載し提出すること。令和7年4月23日(水)午後4時までに到着していること。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面による入札書については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とします。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前には入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中には、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

5 入札保証金

(1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は入札保証金は免除します。

(2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができます。

(3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所

島根県警察本部警務部会計課

イ 納付時期

入札日の午前9時から12時まで

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属します。

6 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除します。

- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。

- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所

島根県警察本部警務部会計課

イ 納付時期

落札の日から14日以内

- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。

7 契 約

- (1) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおりとします。

- (2) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結するものとします。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとします。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

- (3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

8 質 疑

- (1) 質疑事項がある場合は、書面により提出して下さい。

- (2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりです。

ア 提出期限

令和7年4月2日(水)正午まで

イ 提出場所

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242 電話ファクシミリ 0852-28-7111

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出してください。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので、注意してください。）

- (3) 質疑に対する回答は、島根県ホームページの公告と同じ場所に掲載します。

9 入札説明書添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 役員名簿
- (3) 入札書
- (4) 委任状
- (5) 入札保証金免除申請書
- (6) 質疑票
- (7) 契約書 (案)
- (8) 民間外国語学校におけるポルトガル語研修仕様書
- (9) 入札書封筒の作成要領

10 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒690-8510

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

電話ファクシミリ 0852-28-7111